

名古屋市立天神山中学校 P T A 会 則

- 第 1 条 本会は名古屋市立天神山中学校 P T A と称し、事務局を天神山中学校に置く。
- 第 2 条 本会は名古屋市立天神山中学校の父母又はその代理人と教職員及び P T A 顧問により組織する。
- 第 3 条 本会は父母と教職員とが協力して生徒の健全で幸福な成長を図ること、会員の教養を高めることを目的とする。
- 第 4 条 本会は前条の目的を達成するため左の事業を行う。
- 1 学校教育事業に対する協力
 - 2 生徒及び会員の研究修養、福利厚生に対する援助
 - 3 本会に功労のあるものの表彰
 - 4 その他教育に関することで実施を必要と認めた事項
- 第 5 条 本会に前条の事業を遂行するために、次の諸会議を設ける。
- 1 総 会 毎年一回以上開催し、その時期は役員会で定め会長が招集する。
 - 2 役員会 会長、副会長、各部長、三年代表で構成し、会長が招集する。
 - 3 常任委員会 必要に応じて開催し、会長が招集する。
 - 4 委員会 必要に応じて開催し、その時期は常任委員会が定め、会長が招集する。
- 第 6 条 本会に次の役員を置く。
- 1 会 長 1 名 本会を総理し、諸会合の議長となる。
 - 2 副 会 長 若干名 会長を補佐し、会長が差し支える場合は代理する。そのうち 1 名は母親代表を兼務する。
 - 3 常 任 委 員 若干名 本会の会務を執行する。
 - 4 委 員 若干名 本会の重要な事項を協議する。
 - 5 会 計 若干名 本会の会計を司る。
 - 6 書 記 若干名 本会の書記を司る。
 - 7 監 査 若干名 本会の会計を監査する。
 - 8 参 与 若干名 諸会合に参加し、学校側を代表する。
- 第 7 条 本会の役員を選出は次の方法による。
- 1 会 長 選考委員会で選出し、総会で承認を得る。
 - 2 副 会 長 各学区毎に選出する。
 - 3 常 任 委 員 各学区各学級委員中より互選する。
 - 4 委 員 各学区各学級毎に選出し、教職員は全員委員とする。
 - 5 会 計 教頭がこれにあたる。
 - 6 書 記 教務主任・校務主任がこれにあたる。
 - 7 監 査 各学区毎に選出する。
 - 8 参 与 校長がこれにあたる。
- 第 8 条 顧問をおき、会長が委嘱する。
- 第 9 条 本会は次の部会を設けて運営する。
- 1 校外補導部
 - 2 成人教育部
 - 3 調査広報部
 - 4 学年代表部
- 第 10 条 役員任期は一年とし、再任を妨げない。
- 第 11 条 本会の会費は 1 口（月 3 百円 + 協力費月百円、生徒会諸活動費月百円 = 計 5 百円）とし、希望の口数を加入することができ前納とする。
- 第 12 条 本会の経費は会費、寄付金、事業利益金、その他の収入をもってあてる。
- 第 13 条 本会の会計年度は 4 月 1 日より始めて、3 月 31 日に終わる。
- 第 14 条 本会の会則の改定は総会に諮り、決定する。
- 第 15 条 本会の会則及び改定は総会で可決された日より実施する。
- 昭和 63 年 4 月 27 日 第一次改定
平成元年 4 月 26 日 第二次改定
平成 25 年 4 月 18 日 第三次改定
平成 27 年 4 月 20 日 第四次改定